

志摩市子ども運動促進環境整備事業遊具設置工事に係る公募型プロポーザル方式 実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、志摩市が発注する、志摩市子ども運動促進環境整備事業遊具設置工事（以下「本工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本工事に関し提案を求め、最も優れた者と契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本工事の概要、参加資格等を公表して参加業者を募り、申込者の参加資格を確認し、本工事の主な工種である遊具設置に対する様々な観点からの発想、取組み体制等に関する提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本工事の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(手続き開始の公告)

第3条 市長は、本工事の公募型プロポーザル方式参加業者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

- (1) 公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）
- (2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

- (1) 志摩市ホームページ
- (2) 志摩市 教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課窓口での閲覧

(募集要項)

第4条 募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目	主な内容
1 業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、履行期限など
2 見積限度額	見積限度額
3 実施型式	公募型
4 参加資格	必要な参加資格
5 参加表明	参加表明書類の提出方法、提出先及び提出期限

6	日程	全体スケジュール、受託候補者の決定までの手続きの流れ
7	技術提案書作成方法	技術提案書の提出方法、提出先、提出期限及び注意事項など
8	審査方法	審査の項目・配点、審査型式（ヒアリング、プレゼンテーション等）、開催日時、場所など
9	審査結果	通知方法、通知時期など
10	提出書類の取扱い	開示や提案内容の取扱いなど
11	審査結果の公表及び情報公開	審査結果の公表方法、情報公開での取扱いなど
12	問合せ先	担当部署名、連絡先、公告の内容についての質問及び回答
13	その他	必要経費の負担、辞退の取扱い、失格事項など

(参加資格要件)

第5条 本工事のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本工事契約締結日までの間、次の事項に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 募集要項で示した同種工事の実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 志摩市競争入札資格者名簿の【とび・土工】に登録のある者であること。
- (4) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(国土交通省)」に基づき、「遊具の安全に関する基準(最新版)」(JPFA-SP-S)を満たすものを設置できるものであること。
- (5) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく指名停止措置期間中でないこと、及び三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づき、三重県より資格(指名)停止措置期間中でないこと。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものではないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号。)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (8) 市税(本店、支店・営業所等所在地の市町税)及び国税を完納しているものとする。

(失格基準)

第6条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本工事への参加資格を満た

さなかつたものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格等を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず技術提案書が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに技術提案書が提出されなかつたとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本工事のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本工事の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加表明書の提出等)

第7条 本工事のプロポーザルに参加する者は、参加表明書(第1号様式)を提出するものとする。

(参加辞退)

第8条 前条の規程により本工事の参加申込みを行った者(以下「参加表明者」という。)は、契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合において、辞退届(任意様式)を志摩市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課へ提出するものとする。

2 前項の規定により、参加を辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(提案者の選定)

第9条 第7条の規定により提出された参加表明者より参加資格を有するものを提案者として選定し、書面にて市長に報告するものとする。

2 市長は、提案者に対し、参加資格確認による選定通知書(第8号様式)により通知する。

(非選定理由の説明)

第10条 市長は、前条第1項により提案者として選定されなかつた者(以下「非選定者」という。)に対して、参加表明による非選定通知書(第9号様式)により通知する。

2 前項の通知は、前条第2項の通知と同時に行うものとする。

3 非選定者は、第1項の規定による通知の日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面(任意様式)により、非選定の理由について説明を求めることができる。

- 4 市長は、非選定の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答しなければならない。

(受託候補者の特定)

第 11 条 選定委員会は、提案者の技術提案書、本工事に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング（プレゼンテーション、デモンストレーション）等（以下「審査」という。）を行う。

選定委員会は、評価基準に基づき点数化して評価の上最優秀者と次点者を特定し、その結果を書面にて市長に報告した上で、最優秀者を本工事の受託候補者として、契約の交渉相手方に決定するものとする。

- 2 選定委員会は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに前項により決定した最優秀者に特定通知書（最優秀者）（第 10 号様式）により通知し、次点者には特定通知書（次点者）（第 11 号様式）を通知する。
- 3 選定委員会は、審査の結果により、最優秀者及び次点者を特定しない場合がある。
- 4 次点者は、第 1 項の規定による通知の日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面（任意様式）により、次点の理由について説明を求めることができる。
- 5 市長は、次点の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答しなければならない。

(非特定理由の説明)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の審査により非特定となった者（以下「非特定者」という。）に対し、非特定通知書（第 12 号様式）により通知する。

- 2 前項の通知は、前条第 1 項の通知と同時に行うものとする。
- 3 非特定者は、第 1 項の規定による通知の日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面（任意様式）により、非特定の理由について説明を求めることができる。
- 4 市長は、非特定の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答しなければならない。

(審査結果の公表)

第 13 条 市長は、第 11 条による審査結果について、速やかに志摩市ホームページにて公表するものとする。

(契約の締結)

第14条 第11条第1項により決定された契約交渉相手方に対し、本工事の仕様等について協議し、契約を締結するものとする。

2 第11条第1項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本工事の契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、契約を締結するものとする。

(留意事項)

第15条 本工事のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加申込、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本工事のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降の参加表明書、技術提案書及び諸様式（以下「提出書類」という。）の差し替え、引き換えは原則として認めない。（ただし、提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。）
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本工事の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

(その他)

第16条 本要領に定めのない事項については、選定委員会等において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。